

令和元年度第1回

松本市総合教育会議会議録

松本市教育委員会

令和元年度第1回松本市総合教育会議会議録

令和元年度第1回松本市総合教育会議が令和元年5月21日午後3時00分市役所第一応接室に招集された。

令和元年5月21日（火）

議 事 日 程

令和元年5月21日午後3時00分開議

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 懇談

「これからの教育を考える ～児童虐待を窓口にして～」

- 4 閉会

〔構成委員〕

市	長	菅	谷	昭		
教	育	長	赤	羽	郁	夫
教育長職務代理者		市	川	莊	一	
委	員	福	島	智	子	
	〃	山	田	幸	江	
	〃	橋	本	要	人	

〔情報提供者〕

長野県松本児童相談所長	武	田	弘	子
-------------	---	---	---	---

〔事務局構成員〕

総	務	部	長	嗟	峨	宏	一			
行	政	管	理	課	長	中	野	嘉	勝	
地	域	づ	く	り	部	長	守	屋	千	秋
地	域	づ	く	り	課	長	高	橋	伸	光
健	康	福	祉	部	長	樋	口	浩		
福	祉	計	画	課	長	上	條	昭	一	
健	康	づ	く	り	課	課	長	林	裕	子
こ	ど	も	部	長	村	山	修			
こ	ど	も	育	成	課	長	青	木	直	美
こ	ど	も	福	祉	課	長	青	木	宏	元
保	育	課	長	田	原	茂				
教	育	部	長	山	内	亮				
学	校	教	育	課	長	逸	見	和	行	
学	校	指	導	課	長	高	野	毅		

〔事務局〕

教育政策課長	小	林	伸	一
教育政策課				
教育政策担当係長	金	井	稔	
教育政策課				
教育政策担当係長	三	村	恵	美

《開会宣言》 午後3時00分

教育政策課長は令和元年度第1回松本市総合教育会議の開会を宣言した。

小林教育政策課長 ただいまから「令和元年度第1回総合教育会議」を開催いたします。
教育政策課長の小林でございます。議事に入るまでの間進行を務めますので
よろしくお願いいたします。

本日の会議はお手元の次第により進行をいたします。最初にこの会議を
主催いたします菅谷市長からご挨拶をお願いいたします。

菅谷市長 お疲れさまでございます。青葉若葉や緑が美しく、爽やかな風が吹く季
節になってまいりました。令和元年度第1回の松本市総合教育会議の開催
に当たりまして、お礼方々一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろは赤羽教育長並びに教育委員の皆様方におかれましては、松本市
の教育行政の推進に大変なるお力添えを賜っておりますことに対しまし
て、心から感謝を申し上げます。それと同時に、本日はご多忙の中、ご出
席いただきましたことに対しましても重ねてお礼を申し上げます。また、
何かとお忙しいところ、今回は松本児童相談所の武田弘子所長さんにもお
越しいただきまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、現在、松本市では目指すべき将来の都市像として「健康寿命延伸
都市・松本」を掲げ、この松本で生きていることに幸せを実感できるまち
づくりを市民の皆様とともに創る、共創していく生きがいの仕組みづくりに
取り組んでおりまして、その実現には教育の果たす役割が大変重要であ
ると認識しております。

昨年開催いたしました総合教育会議におきましては、「これからの学校
教育を考える」を大きなテーマといたしまして、人口減少が進む中での今
後の学校のあり方について懇談し、人口減少が顕著な山間地域における特
色ある学校づくりについてのご提言をいただきましたが、現在、学校づく
りとまちづくりを一体的に進める取組みを地域の皆様とともに模索して
いるところでございます。また、2回目では、「子どもとスマホについて」
をテーマに、スマートフォンの子どもの健康あるいは発達、脳等に及ぼ
す影響等について懇談を行いまして、スマホの危険性や適切な使い方につ

いてチラシを配布するなど行いまして、啓発に努めているところでございます。

さて、本日は、「これからの教育を考える ～児童虐待を窓口にして～」を懇談テーマにしたいと考えております。私は行政を預かる身として、これまでも子どもの施策に力を注いできたわけでございますが、野田市の事件をはじめとしまして、児童虐待に関する心痛む事件が毎日のように報道されておりますことから、市長部局と教育委員会とが力を合わせ取り組んでいくことを本日再認識あるいは再確認していきたいと考えております。教育委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からあまり形式にとられぬようにご発言をいただきまして、自由闊達な意見交換ができることを望んでおりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

小林教育政策課長 ありがとうございます。続きまして、赤羽教育長からご挨拶をお願いいたします。

赤羽教育長 それでは、第1回松本市総合教育会議の開催に当たりまして、教育委員会を代表してご挨拶を申し上げます。

まずは、お忙しい中、武田所長さんにはお越しをいただきまして重ねてお礼を申し上げます。よろしくお願いいたします。

先ほど市長のご挨拶にもありましたとおり、昨年開催いたしました総合教育会議では大変有意義な意見交換をすることができまして、市長部局と教育委員会のきずなはより一層深くなり力を合わせてさまざまな施策を推進しているところでございます。

さて、今年野田市では父親からの虐待により女兒が死亡するという本当に痛ましい事件が発生いたしまして、世間から高い注目を集め、行政の対応も批判されるという状況であります。また、どうしてこのようなことが起きてしまったのか、このようなことが二度と起こらないようにするにはどうしたらよいのか、それぞれの立場で私どもが真剣に考えなければならぬ契機となったとも言えると思っております。

このようなこともありまして、今回は「これからの教育を考える ～児童虐待を窓口にして～」を懇談のテーマとしていただき、行政、学校、家庭、地域、企業等の役割をもう一度見直し、児童虐待を切り口にこれから

の教育を考えていきたいと考えております。

ところで、今月松本市で開催されました関東地区都市教育長協議会では、菅谷市長から「21世紀を生きる若者たちへの期待 地球規模の人づくりに向けて」と題しご講演をいただきましたが、分科会でも教育課題への対応について大変活発な論議がなされました。情報交換会でも大勢の教育長といろいろな話をしまして、急激な社会の変化の中で教育はどうしていったらいいかということで、課題を共有することができました。時代は平成から令和へと替わったわけですが、なかなか教育は混迷が深くなっているなど考えています。本日の会議では、直面する教育課題への解決策を探っていく懇談になればと願っています。そして、それを糧にまた一層学都松本のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。本日はどうぞよろしく願いいたします。

小林教育政策課長 ありがとうございます。それでは、早速懇談に入ります。菅谷市長、進行をよろしく願いいたします。

菅谷市長 それでは、私が進行を務めますので、よろしく願いいたします。

懇談のテーマは先ほど申しあげましたが、「これからの教育を考える～児童虐待を窓口にして～」でございます。それでは、武田所長さんから「松本地域における児童虐待の実態と課題について」の情報提供をよろしく願いいたします。

武田弘子所長 ただいまご紹介いただきました松本児童相談所所長の武田弘子と申します。本日は「松本地域における児童虐待の状況と課題」というテーマで児童虐待を通じての児童が置かれている状況や家庭の状況等についてお伝えをして、今後の地域の取組みで虐待に至らないような予防、地域づくり、またはいろいろな事情で家庭を一時的に離れるようなことがあったとしても、できるだけ生まれ育った地域で生活が継続できるような取組みについて、教育に関わるような観点等からお話できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まずは、お配りしてある昨年度の当初での児童虐待の状況についての統計ですが、お手元の「松本地域における要保護児童の現状」というデータを見ていただければと思います。児童相談所では、子どもに関わる相談に

対応しておりますが、児童虐待の相談は全体の4割を占めております。全体の相談件数に占める割合も年々高まっていますが、件数的にも昨年度は一昨年度と比べて586件ということで21%の増加というような状況になっております。児童虐待の対応というのは、児童相談所だけではなく、それぞれの市町村でも通告窓口となって対応をしております。表にあります松本市の342件というのはあくまでも児童相談所で対応した件数です。松本市単独での件数は含まれておりません。全国的にも国の統計は、平成29年度では全国で児童虐待の件数が13万件を超えていますが、市町村での単独の件数が入るともっと多いというのが日本の現状です。児童虐待については、比較的程度の軽いものは市町村で扱って、緊急に子どもを保護するなど当面は親子を分離して生活をするような程度の重いものは児童相談所で扱うようにはなっております。ただ、通告をされる一般の方からすると、このケースが軽いのか重いのかということは、とても分かりにくいところがありますので、児童相談所では通告があれば軽いものであっても、まずは対応するというような仕組みになっております。

次のページが虐待の種類別の推移になります。ご覧になってお分かりのように、心理的虐待が全体の63%で多くを占めています。あらかじめお話をしておきますが、虐待に関して先ほどの受付件数が586件で対応件数が599件と数字が違うところがありますが、1つの受付に対して複数の対応を取ることがございますので、対応の件数が若干多いということになっております。ご承知いただけたらと思います。その心理的虐待ですが、多くを占めるのが家庭内でのDV、多くは父親から母親へのDVですが、それが児童の面前で行われていたという場合には、通報を受けた警察から児童相談所に通告があります。改めて児童相談所でお父さん、お母さんと呼んで面接をしたり、学校の調査をしたり、直接子どもへの暴力がない場合であっても、子どもにとって心理面にとっても大きな影響がありますということをお伝えしております。母親へは女性相談の窓口を紹介することもあります。それから、性的虐待ですが、松本市でもゼロ件、管内全体でも1件ということで、とても少ない状況ですが、なかなか性的虐待というのは発見するのが難しいです。子ども自身が耐えきれない状況になってよう

やく学校の先生に相談して発覚することがとても多いですので、相談にあがってこないから無いということでは決してないので、子どもに対して本当に重大な人権侵害ですし、そのようなことが家庭であるかもしれないという目で子どもと接するということがとても大事ではないかと思っております。虐待の相談件数は年々増加していますが、対応の結果、ほとんどの子どもがそのまま家庭で生活をしながら、地域で同じ学校へ通いながら、市町村や児童相談所が、家庭訪問をしたり、保護者と面接したり、子どもさんと面接したりして対応するケースがほとんどで、家庭を離れて里親さんのところで生活をしたり、施設で生活するという割合はわずか4%というような状況になっております。また、虐待と一言に言っても、比較的程度の軽いものから、先ほどの野田の事件のとおりニュースで話題になるような、最悪の場合、死亡に至るような場合まで幅広くなっておりまして、親御さんとお話をしていても「自分のやっていることはテレビで報道されるようなこととは全然違うんだ」、「そんなひどいことはしていない」、「それは虐待ではないんだ」というようにお話をされることもあります。虐待という言葉自体から受ける印象から、「自分からは関係ないんだ」というような主張をされる親御さんもいます。

虐待を発見した際の児童相談所の対応ですが、児童相談所では、まず通告を受ければ、児童の安全確保、今、その子どもが安全なのかどうか確認することが求められております。安全ではないという判断があれば、一時保護をすることになります。例えば、学校の生徒さんであれば、学校の時間中に一時保護をすることが多いです。そうすると、保護者の中には学校が通告したのではないかと、学校を責めることがよくあります。ただ、学校に対しては、保護者がいろいろ言ってきたとしても、児童相談所の判断でやってきたことだと言ってもらうようお願いしています。先日も学校に対して児童虐待の対応について改めて通知というか、マニュアルが出ています。通告に関しての情報は、保護者には学校としても絶対に伝えないというようなことを改めて通知がされています。学校での対応ですが、例えば、担任の先生等一人の先生に任せるだけにしないで、学校全体の判断の中で、こども福祉課、教育委員会または児童相談所に連絡をするという

対応を、ぜひ組織としてお願いしたいと思います。

虐待に至る要因はさまざまです。親側の要因では、経済的な困難さ、ご自身がその親から体罰によるしつけを受けてきたり、未婚で予期せぬ妊娠であったり、ひとり親で経済的にも相談する人もいなかったり、養育の負担感が増してしまったり、いろいろな要因があります。また、子どもさん側の要因で見ますと、年齢の小さな乳児、幼児で、ずっと泣き続ける子どもさんで手がかかって養育の負担感が虐待につながってしまうことがあります。ただ、誤解しないでいただきたいのですが、1つの要因で起こるというよりは、重ね合わさったときに起こりやすいことがあると思います。ひとり親だから虐待になるということでは決してなくて、ひとり親の方でも相談することができたりということであれば、虐待を防止することもできると思います。例えば、お母さんだけが養育する中で疲れたときに気軽に預かってくれるおじいちゃん、おばあちゃんとの関係がなかなかうまくいかなくて、相談できない、頼れないというお母さんも多いです。また、家庭自体が地域から孤立しているということもございます。転職、転居、引っ越しが頻繁にあつて、周囲との関係がうまくいかない保護者の方の状況もございます。参考までにですが、県内の調査ではないですが、近所で子どもを預けられる人がいるかどうかという調査がありました。大分以前になります。平成14年では預けられる人がいると回答した方は57%でした。それが平成26年には28%というような数字が出ておりました。東京や大阪と長野県は多少とも違うと思いますが、こんな数字を見ると、子どもを育てる家庭、地域状況の一端かと思いました。先ほどのとおり、子どもを育てる親御さんに対して、今まで親族の方がやってきたようなことをこれからは行政がきめ細かく施策として進めていくことが必要ではないのかと思います。高齢者のことと言えば、介護保険ができた当時は、今まで家の中でお嫁さんやお姑さん、お舅さんを介護してきたことを否定してしまうようなことをどうなのかという意見を言う方もいたかと思いますが、それが今、子どもさんに対しても同じような状況が出てきているかと思えます。子育てを家庭だけであるということではなかなか難しくなってきた、社会で育てるということが、当然の社会になってきているので

はないのかと。それを「そんな親ではいけないんだ」という風潮は、親にとっては厳しい意見なのではないかと感じます。

2の社会的養護児童の状況です。保護者の適切な養育を受けることができない児童を法的な責任の中で育てることを社会的養護と言いますが、里親委託、施設入所になった児童の状況です。この5月現在の松本市の状況になっております。この数字は虐待で家を離れている児童だけではなくて、親御さんの病気等いろいろな経済的な困難さ、いろいろな事情も含めての人数になっております。それでは、家庭のおかれている現状ですが、児童相談を通じて児童相談所で感じているところも含めてでございます。先ほどからお伝えしている家庭の貧困の問題がまずあると思います。国の発表では子どもの7人に1人が貧困状態にあるというような報道が少し前にもございました。ただ、現在の貧困の捉えと言うと、貧困であるということが地域でも学校でもとても分かりにくい状況ではないかと思いますが、食事が十分でなかったり、病気のときに病院にかかることができない、すぐにお医者さんに連れていってもらえない児童もおります。例えば、小さいお子さんの中には、虫歯で歯が真っ黒で、とても嘔むことが難しいというような、健康状態に支障があるような状態のお子さんもありますが、そのような場合には、学校だけでは対応がなかなか難しく、市町村や児童相談所でも親御さんに介入することがございますが、先ほどの広く貧困を捉えるという中では、経験の貧困といいますか、例えば、親御さんが仕事に忙しくて子どもに関心が無かったりすると、家の中でゲームぐらいしかすることがなくて、もちろんそれだけで市町村や児童相談所が介入することはないですが、経験のネグレクトといいますか、他の同級生のお子さんが経験しているスポーツも含めた習い事とか、塾に通うとか、決して塾を勧めているということではないですが、他の子が当たり前のように経験していることができない、これも広く貧困と捉えていく必要があるのではないかと思います。なぜかと言えば、それが将来の希望といいますか、学習への取り組む姿勢とか、将来何になろうとか、何になりたいとか、そういう気持ちへの乏しさにつながってしまうのではないかと思うからです。昨年、長野県から「子どもと子育て家庭の生活実態調査」が報告されております

が、困窮家庭あるいはその周辺家庭の実情がより実態として分かるものになっております。この調査では単に経済的な要素だけではなくて、先ほどからの子どもの経験であったり、持っている物であったり、例えば、家族旅行に行ったことがあるかとか、習い事をしているかとか、自宅で勉強できる場所があるかとか、そのような要素を調査しています。この調査の中では、困窮家庭では急な出費のための5万円以上の貯金が無い家庭が6割ですが、そのような数値を見るともう少し困窮家庭というものが、具体的に見えてくると感じました。調査項目の中にも、学習時間の程度とか、進学の希望とか、自己肯定感、自分は価値のある人間だと思っているかどうかという質問がありますが、そんな質問の中、学校に行きたくないと思ったことがあるかという質問で、一般家庭と比べて明らかに差が出てきたというような調査結果になっております。調査結果はホームページにも出ていますので、またご覧になっていただければ、より分かると思います。

次に、(2)の家族構成の変化というところで2点挙げております。ひとり親家庭の多さとか、ステップファミリーということでお話したいと思っております。ひとり親の多さについては、松本市が県内でも都市部ということもありますが、ひとり親、母親だけで子どもを育てている、父親だけで子どもを育てている比率が高いですね。先ほどもこのお話をしましたが、お母さんが体調を崩して子どもを見られないときに、市ではショートステイということで、お母さんが良くなるまで児童養護施設や乳児院に預かるというショートステイの制度がございます。市内の児童養護施設は松本児童園が1カ所、松本赤十字乳児院も1カ所ございまして、対応をしていますが、なかなか現状でも定員がほとんどいっぱい、特に児童園がいっぱいの状態で、今後かなり足りなくなるという状況も出てくるのではないかと思います。あとでお話をしますが、里親さん等地域でそういう支援をする仕組みがあれば、対応がスムーズになるのではと感じています。次のステップファミリーというところです。ステップファミリーという言葉ですが、どちらかあるいは両方にお子さんがいての再婚です。再婚で新しい家庭を作るという家庭をステップファミリーと呼んでいますが、ステップファミリーにおいて、もちろん全てではないですが、新しく家庭を作ろうと

しても親子関係がうまくいかなることがよくあります。例えば、新しくお父さんになった方が責任感を強く感じて、男親としてしっかりしつけなければならないのではないかと思っ、て、厳しいしつけをしてしまうこと
もごさいますし、逆にお母さんがそれを新しいお父さんに期待してしまう
こともあります。また、お互いのいろいろな家庭のルールがあつての結婚
ですので、相手のしつけのやり方に口を出しにくくなつてしまつたり、い
ろいろな夫婦関係といひますか、力関係が親子の関係の中にも影響をして
くることがあります。ただ、新しく家族になることに時間がかかることと
か、ステップファミリーという概念とか、先ほどのいろいろな問題が出て
くることあるということ伝える機会があまりないのではと感じてい
ます。ひとり親になつた母子家庭、父子家庭の方にはいろいろな窓口があ
りますが、とりわけそういう新しい家族を作つたときに、市として情報を
伝える機会があまりないのではと感じています。

(3) のしつけと虐待のことですが、しつけと虐待については、野田の
事件もありました。法律の改正も進められています。しつけの際に力を使
つて痛みを伴つて分からせるというやり方はもちろん間違つてはいるので
すが、ただ、親御さんとしては何とか子どもさんに分かつてほしい、何と
かしたいという思ひでやつていひる方が多いと思ひます。また、つい感情的
になつて親御さんがその感情をコントロールできなくて、それをしつけだ
と言ひ方ひもいます。虐待としつけは、どこまでがしつけでどこからが虐待
なのかという線引きがとても分かつていくところがあると思ひます。児童
相談所では、子どものことを考へての行爲でも子どもの立場から見ると有
害なことについては、しつけではないというような観てで判断をしていま
す。その際も保護者の方の養育を全て否定するのではなくて、やり方が間
違つていひます、不適切ですというようにお伝えをしております。また、昔
はそういうことが認められていたとしても、今の時代には認められないで
すというようない説明をしていひます。

今後の取組みになりますか、親御さん、子どもへの支援です。まずは、
親御さんへの支援ですが、妊娠期からの虐待予防のことでは、母子手
帳交付のときにも保健師さんが丁寧に聞き取りをしてくださつていひると思

います。妊娠期からの支援がとても必要なと思います。若い方たちには予期しない妊娠をしてしまった場合の相談の窓口もできておりますので、そのような窓口を周知して、妊娠中からの支援がとても大事だと思います。先ほどの暴力でのしつけの部分についてのことですが、法的にも一層、暴力によるしつけは認められないということが今後示されると思いますが、子どもと接するあらゆる世代の方に体罰で子どもをしつけることはやり方が違うということを単に伝えることだけではなくて、そうではないしつけのやり方を学んでもらったり考えたりする機会をぜひ持ってもらう必要があると思っております。新しくママやパパになる方には育児教室等もありますので、そのような話もされているかと思っております。意外と高齢の方にも多少ともたたくことは仕方ないのではないかと思われる方もいらっしゃるかと思います。例えば、保育園、学校、地域の催し等、さまざまな機会を利用して、啓発等も必要と感じています。

(3) の相談窓口の充実については、先ほどステップファミリーのところでもお話ししましたが、いろいろな機会にこんなこともあります、こんな対応に気をつけてくださいというようなパンフレットがあるだけでも違うのではと思っています。次に、DVの被害者支援ですが、千葉県野田市の事件の公判が先日あり、お母さんが受けてきたDVが、お母さんが子どもを守る力を奪ってしまったというような様子が報道されておりました。松本市は女性相談員さんを置いて対応していただいておりますが、児童相談や女性相談を一層有効的に対応できるような仕組み作りをしていく必要があると思います。次に、子どもへの支援ですが、平成28年度に児童福祉法の理念が大きく改正になりました。児童福祉法は昭和22年にできた法律で、理念は大きく変わらなかったのですが、平成28年、児童の意見の尊重、児童の最善の利益が尊重されること、子どもが健やかに育つ地域づくり等、かなり変わってきております。子どもの支援のことで言えば、松本市では以前から「こころの鈴」という子どもの権利を尊重した取り組みがされております。ぜひ今後も学校教育の場で、子どもが持っている権利、虐待等から守られる権利、社会から大切にされ自分らしく育つ権利があることを教育の場面等でも触れていただければありがたいと

思います。例えば、里親委託になった子どもさん、施設入所になった子どもさんには、権利ノートという形で、あなたは大事なお子さんです、守られます、施設等で嫌なことがあったら相談できますというような説明をして渡しています。

(2) の子どものSOSをキャッチできる対応ということで、子どもからのSOSをどうキャッチするのかということですが、家庭でのことはなかなか子どもさんが毎日登校してくる学校でも分かりにくいことがあります。なかなか家庭でのことは子どもさんも、これは話をしてはいけないんだなと思って話さないことがよくあります。先日、松本市で要保護児童対策地域協議会がございました。この協議会は全国の市町村に設置されております。虐待等家庭へどう対応していくか関係機関が連携して対応するための組織ですが、その会議の場でも今まで学校関係で今まで取っていたアンケートについて、主に学校でのいじめやいろいろ嫌な事についてのアンケートであったと思うのですが、家庭での心配事等も書けるようにしたとお聞きしました。そんなことをお聞きしてありがたいなと思いました。家庭での心配事等もぜひ学校で酌み取って、吸い上げていただいて、必要ならば市のこども福祉課、児童相談所につなげていただければありがたいと思っております。

最後ですが、子どもを大切に育てる地域づくりのことでお願いをしたいと思っております。少しずつ新聞、テレビ等で里親のことが話題になってきていると思っております。いろいろな事情で家庭で生活ができなくなった場合に、今までには施設に入所するということが多かったです。先ほどの児童福祉法の改正でも明確になりましたが、日本でもここ七、八年前から里親養育の重要性が改めて認識され、里親制度自体は昔からありますが、改めて取組みがされております。その中で、昨年度から松本地域での独自の取組みも始まっております。里親や施設を使わなくてはならなくなるような事情であっても、地域の子どもが地域を離れずにその地域の中で、また実の親御さんと一緒に生活ができるまで丁寧に支援する、里親支援の取組みをしていきたいというプロジェクトになっております。地域に里親さんがいれば、先ほどのとおり親御さんが病気で養育ができなくなった場合、その学区の

里親さんのお宅で生活をする事ができれば、学区を変えなくても済みませす。また、里親の取組みと併せて、松本市内に日赤乳児院がありますが、乳児院を利用した親御さんが再び施設を利用しなくてもいいように乳児院でも在宅支援という家庭訪問をするというもので、今まではそこまでの支援を施設ではできませんでしたが、松本市が事業としてやってくださって、そんな取組みも始まっています。市民の方が児童福祉の担い手となるという仕組みが、今も「子ども食堂」をはじめさまざまな支援がありますが、ぜひ里親という支援もこの地域に根づいていければありがたいと思っています。里親と言うと、養子縁組を思い浮かべる方も多かったです、まだまだ一般的には伝わってはいないと思います。例えば、学校や保育園の保護者の方の集まりのとき等にもこういう制度がありますなど、すぐには里親さんにならなかったとしても、少し落ちついたところでそんな制度もあったというように考えてくれる保護者の方が出てくればありがたいと思っています。最後ですが、兵庫県明石市では、子どもがどうしても家を離れなければならない場合には100%里親に行けるようにしようというプロジェクトも始まっています。ただ、もちろんすぐには里親さんが100%にはならないので、まずは、児童養護施設を設置してなど、いろいろ幅広く取組みをしています。とても参考になるかなと思います。また、中核市ということもありますので、この4月から児童相談所も開設して、明石の子どもは明石でやりますというような話をされているということで、参考までに書いております。

まとまりのない話で恐縮ですが、現状や今後の課題等についてお話しさせていただきました。ありがとうございました。

菅谷市長

ありがとうございました。

武田所長さんからいろいろな幅広い参考になるような情報をお聞かせいただきましたので、ここからは教育委員の皆様から感想も含めながら、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っていますので、恐縮ですが、こちらからご指名させていただきまして、それぞれにお話ししていただきたいと思っています。

最初に山田委員さん。学校や児童センター等で見えにくいような実態等

ございましたら、今日の武田所長のお話の感想も含めてご意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

山田委員

ありがとうございました。

私は、現場にいるとき、虐待と言うと、どうしても体に身体的な苦痛を受けることを虐待というように捉えるイメージがありました。体に傷があるかとか、あざがあるかとか、どこかすりむいてないかということに関しては、目に見えるものですから、学校に行くときも気をつけて見たりとか、身体測定のときにみんなで様子を見ようというようなことはやってきました。しかし、今、武田所長さんのお話をお聞きしたり、資料を見せていただきましたら、身体的虐待以上に今は心理的虐待やネグレクトが増えてきているということをお聞きして、正直驚くとともにショックな面も確かにありますが、身近にも近い事例が、あれもそうだったのかな、これもそうだったのかなと思いがたることが過去にもいくつかあったなと思っています。今、児童センターやそれ以外に、学校以外の場で子どもたちと接する機会がありますが、学校と違って接する時間が短いので、なかなか気づきにくいところもありますが、逆に狭い空間の中で子どもを見るものですから、すごく親密な話ができたり、近くでしっかり子どもを見ることができるという利点もあります。そんな中で最近気になるのが、お母さんが夜遅くまで働き、昼間寝ているものですから、なかなか子どもを起こさない。子どもは自分で起きてその辺にあるものを適当に食べて学校に来るという子はまだいいですが、結局またお母さんと一緒に寝ているとか、さっきゲームとおっしゃいましたが、学校に来ない、または来ても10時とか11時とか遅く学校に来る。そういう子は生活のリズムがすごく崩れてしまっている子がいます。それは、お母さんが確かに経済的なもので、とても夜遅くまで働くということもありますが、中にはお母さんが遊びたいからその稼いだお金で遊んでしまう。だから、子どもたちには菓子パンを用意しておくだけとか、実際に自分の身近にもそういう子がいたなということを見ると、何とかできなかったのかなというすごい後悔というか、何もしてあげられなかったなということを思います。それから、衣服が汚れていたり、体が汚れていたりという事例もありました。実際、最近もこ

の暑い時期なのにセーターを着て冬のコートを着てそれを脱ぐと中は本当に下着だけのようないたりすると、どこまで私たちみたいな立場の人間が踏み込めるのかなと非常に苦しいところがあります。これは学校にいたときの事例ですが、お金をもらおうとお母さんが全部使ってしまうので、学校に払うお金が無くなる。うちの子は修学旅行には行かせませんとか、学校給食費も払えなくなってしまう。実際は払えるのにやりくりがうまくいかなくて、子どもにそのしわ寄せが行く。それから、お弁当を作れませんというようなことで行事を休む。また、先ほどのとおり、虫歯の治療を全くしない、体に異変があってもそのまま放置して全然治療をしない。学校も一生懸命言いますが、なかなかお母さんに伝わらないということがありました。

振り返るとそういう事例がたくさんあったなと思いますが、ひとり親の家庭やお母さんがあまりにも養育することが困難で子どもに目が行き届かない保護者の方であったり、心理的な虐待やネグレクトは一括りにはできない部分があるなと思います。最近思うことは、先ほど貧困家庭と出ましたが、表立ってはないですが、経済格差は大きいなということを思います。1週間に5日塾へ行っている子もいたり、習い事をしている子がいる反面、何もやらせてもらえない子もいたり、夏休みや長期休みになると、海外旅行や旅行に行つて何々してきたと大きい声でしゃべる子の後ろでどこにも行かれなかったという子もいたり、何となく聞き流してしまうと何でもないことですが、よくよく考えると、これも格差かなと、経済的な格差があるのかなと思います。

自分の今までの何もできなかったことを省みて、児童相談所の方にも何回も子どものことでお世話になってきていますが、私たちは学校現場にいと、どうしても困るとすぐに児童相談所や警察に相談に行つてしましますが、そこへ行く前にできることがないのかなということを最近思います。流れとして、警察、児童相談所に行く前に、保健師さんや福祉課の方等、もっと相談する機会があつたうえで、児童相談所や警察の方と協力体制を取らないと。学校は、「お願いします。何とかしてください」というようなところが自分の中にもあつたかなと、反省を含めて、これから自分は何

ができるだろうと、もう少し考えたいなと思っています。以上です。

菅谷市長

ありがとうございました。

次に、福島委員さんからどうぞお願いいたします。

福島委員

武田さんのお話を今回お聞きして、私は子どもが2人いて、上は10歳ですが、この10年間、虐待はもちろん報道等がされていて身近な問題ではありますが、自分の子育ての乳幼児期から現在に至るまで身近に虐待という事例がなかった、もしかしたら気づかなかっただけかもしれないですが、そういう意味では、もしそういう事例があったときに、どこをどう通じて誰に通報すればいいのかなど、そういうことについてもあまり現実的に考えたことがなかったので、今回お話を聞きしてすごく勉強になりました。

自分自身が直接的には虐待の経験がないので、乳幼児、小学校、中学校では分からないですが、私自身が大学に勤めていますので、そうしますと、二十才前後の青少年の子たちと日々接している中で、精神的な問題を抱えて大学に来られなくなってしまう学生がたくさんではないのですが、中にいます。そういう学生の話を知っていると、自分が幼少期に家族関係がうまくいっていなかったとか、現在でも、例えば、祖父母との折合いが悪いであるとか、家庭の様子が彼らの生育にすごく影響をしてきたのだなど、もっと早くそれに対応できていたら何かもっと違う将来があったのではないかなというようなことがいくつか事例としてありました。

今回、児童虐待を窓口にしてということで、児童虐待についていろいろな書籍を読みましたら、日本では少ないですが、アメリカ等では性的虐待等が多くて、身体的虐待を含めその影響というのが、長期にわたって、もちろんその子自身の人生の中でのマイナスの影響というのはあるのですが、それだけではなくて、社会的損失といいますか、サイクルが負のサイクルになってしまうとか、先ほど武田さんのお話にもありましたが、育ってくる家庭環境が資源として何があるかということがすごく大事なのだなということをととても感じています。

ただ、私もそういう学生の話を知って、私があるときに何ができるかというあまりできることはなくて、大学の場合には何か問題があったとき

に親御さんと面接をすることはありますが、やはり学生さんは基本的には家庭がみる、家族が責任を持って、例えば、医療機関にかからせるとかということになるので、なかなか教育機関としてできることが限られているということが現実としてあるなということを感じました。以上です。

菅谷市長

ありがとうございました。

それでは、市川委員さんお願いします。

市川委員

企業から虐待という問題を見たとき、私は2つ考えました。

私は何で虐待をしてしまうのかとか、自分では自分の子どもを虐待するということがどうしても考えられないですが、私はずっと建設畑の企業ですが、悪いことをしたらすぐ警察に連れて行かれる、これはもう当たり前のことで、ずっといろいろ見てきて、教育委員になって感じたことは、教育委員会というのは、おとなしく順序立てて、警察が来るのは一番最後で、悪い親をぎゅっとするまでに時間がかかっているということです。以前、虐待のことで、松本の警察署長と話す機会があって、担任先生や校長先生が行って、悪い親にがっと言われたときに抑える言葉があると、先生にも教えてやると言っていました。先生方が親に向かうときに言われっ放しで、弱い立場というか、子どもを守るという意識なので、弱いですよ。それから、今の親と昔の親は違うと思いますね。昔の親は、子どもをたたいたあと3倍返しぐらいに大事にするということがあったような気がします。殴ってまた殴ってというようにやったら、もっと強い立場でぐっと向かうという姿勢も示さなければいけないのではないかなと私は思います。

もう一つは、企業としてもっと関わらなければならないのは親の貧困ということで、企業は利益を追求するために、働いている人に対して利益を出せる社員はいい社員だと思いがちですが、給料はある程度取っているけれど、使い方が悪くて貧困になってしまう親が結構います。これは、身分相応でないことをしているとか、何らかの形で大きい借金をしているとかで、会社で援助をしたりしましたが、教育委員になって分かりましたが、企業のトップは、もう少し家庭というか、教育に踏み込むようなことを企業も一緒にやっていかななくてはいけないかなと思っています。親の教育だと思います。その親と企業も一緒にやっていくべきではないかなというこ

とを非常にいろいろな意味で感じています。以上です。

菅谷市長

ありがとうございました。

それでは、橋本委員さんお話をお願いします。

橋本委員

今日はいろいろないいお話をありがとうございました。

まず、感想から申しあげますと、このような問題は、どう対処しようかという対策論が非常に充実して議論をされるのですが、原因論という部分が貧困とかあるいは核家族化とか、いわば国のマクロ施策、社会経済施策がもたらしている歪みなわけですよね。しかし、その歪みの議論をしても仕方がないということで、ある種マッチポンプのように対策論ばかり一生懸命やっているという印象を私は非常に受けます。果たしてそれでいいのかという問題については、先ほども議論が出ましたように、これが負の回転をし始めると、ただでさえ少子高齢化で高齢者の世話をしてもらわないといけないのに、支える子供たちが一層少なくなるという負の回転をしてしまう。もう少しそういう社会経済の歪みの部分について、マクロ政策議論が真剣に議論されないといけないのではないかとこのことを改めて感じました。

そうした中で、今日も対策論をいろいろ教えていただきました。それでは行政という組織の中で一体どこまでできるのか、あるいは効果があるのかということが、私自身よく分かりません。かなり多くの部分を家庭がしっかりしないといけないのですが、家庭を育てる、家庭の中心になる人たちをどうやって教育をしていくのかということは、必ずしも十分な施策がなされているとは言えないかもしれないと思います。

そういう意味で、今日お話の中で興味を持ったのは地域です。家庭というのは、非常に小さな「なあなあの世界」ですが、学校はほとんどが子どもたち世界で、先生以外の大人がそこにあまり関与していない子どもだけの世界です。そこで地域という形になると、ファミリーではない第三者の大人が入ってきていろいろ教えてくれる、ある種社会性を帯びた中間集団のような形になってきます。その地域の中でどう支え合っていくかという一体力は、おそらく東京とか都会に比べると、地方部はまだ非常に残っていますので、そこで子どもを育てる環境を確保していくのかということが、

かなり意味があるのかなという印象を持ちました。以上です。

菅谷市長

ありがとうございました。

それぞれのお立場から武田所長のお話への感想も含めて事例等もお話をさせていただきました。ここで、武田所長さん、教育委員さんそれぞれ4人の皆様からいろいろなご発言がありましたが、ご感想やご意見はありますでしょうか。

武田弘子所長

山田委員さんからいろいろな今までの経験の中で、確かにそうだなと私もお聞きしていて思っていたところがあります。なかなか、どこまで踏み込めるのかというところが、学校の立場、いろいろな立場の中では難しかったのかなと思っているところですが、やはりいろいろな心配なお子さんがいたときには、その場だけにはしないというか、こども福祉課でもいいですし、話をして何ができるのかというところをお互いに整理していただくということが必要なのかなと思います。本当にひどいネグレクト状態であれば、一度児童相談所が介入して保護するということもあるでしょうし、何らかのアプローチをもちろん学校や保育園はしているのですが、なかなか改善しないということがよくありますが、お母さんの頑張りを認めつつ、「お母さん、子どもにとったらこれは悲しいことだよ」とか、時間はかかりますが、アプローチを続ける、どうしても改善しない場合は、一度児童相談所、福祉課が介入するということが必要かと思いました。

福島委員さんからは、19、20の子どもさんの問題ですと、大学としてどこまでやれるのかやれないのかというお話がありました。児童相談所も18歳までなのですね。児童という定義がゼロ歳から18歳までです。同じ高校3年生でもあなたはもう18歳だから一時保護はできませんということも、今の制度の中ではそんな状況なのですね。ただ、お話を伺っていて、小さいころの親との関係が19、20、大人になっても、お母さんになっても、ずっと続くことが多いかと思います。それを引きずるといとか、精神科にかかる女性の方は小さいころの親との関係が元々あってというところをお話しされる方も多いようですが、どこかでそれを止めなければいけない、その時々でやるしかないかと思っていて、なかなか受診に親が連れていかないこともありますよね。では、誰が相談できるのかなと

いうときに、例えば、市の保健師さん等も力になってくれますかね。高校ですと、養護の先生もいますが、大学生ですと、保健師さんもない中で、一緒にお子さんに対応してもらおうということもあるのかなとお聞きして、いて思いました。とても問題かと思いました。

市川委員さんから、なぜ警察が出てこないのかという話をお聞きして、本当にそのとおりだなと思っています。ただぜひお伝えしたいのは、全国的にですが、長野県でも警察との協定が始まっております。全てのケースを警察署に連絡するわけではないですが、なかなか重いケースといえますか、繰り返しているケースですとか、身体的虐待でネグレクト、性的虐待、虐待の程度の重いケースについては、児童相談所から警察署に連絡をするような仕組みになっております。警察署の判断がありますので、ひどいケースは、親に対して対応するケースももちろんございますし、いろいろな事件の中で警察署と児童相談所の連携が不十分ではないかという指摘が今までもありましたので、そのような対応をしているところです。ただ、児童相談所で思うのは、警察署の方針といえますか、目的と言いますのは、やはり犯罪を取り締まるとか、摘発するとか、そういうことが主になってくるかと思えます。もちろん児童虐待の対応ということですが、児童相談所の目的とはそこが少し違って来る面もございます。児童相談所は児童虐待で対応しますが、お父さん、お母さんが「じゃあ、やり方が間違っていたな」、「じゃあ、こんなやり方でもう一回親子としてやっっていこう」ということを望んでいます。子どもにとっては自分の大事なお父さん、お母さんですので、できれば児童相談所はまた家族と一緒に暮らせることを目指していきたいと思っています。もちろんどうしてもそれがかなわないケースもございます。なかなかそういう子どもさん自身がとても親御さんとは一緒に暮らせないという思いを強く持つこともありますし、親御さんが児童相談所の対応に納得ができなくて、なかなか親子で一緒にすぐに生活するということが難しいケースもございますが、児童相談所の目的としては、児童虐待が改善して親と子どもがまた暮らせたらいいなというところを願ってやっているというところが違って来ると思っています。

橋本委員さんからは、広い観点からお話をいただいたのでなるほどなど

思いました。最後の地域という話題の中で、私もそれが一番大事なと思っています。もちろん家庭も大事ですが、家庭に子育てを任せているということではなくて、家庭の足りないところを我々がやるのではなくて、子どもを我々が育てる、地域が育てるという観点で、何がやれるのかなという見方でやっていくことが必要かなと思います。親ではない第三者、それが学校の先生であるかもしれませんが、地域のおじちゃん、おばちゃんが、何か言ってくれた、教えてくれたことは、結構残っていたり、身についていたり、それが自分がこの地域で育ってよかったなということにもつながってくれば、それはそれでいいことかなと、なるほどなと思ってお聞きしておりました。以上です。

菅谷市長

ありがとうございました。

それでは赤羽先生どうですか。

赤羽教育長

私も報告を聞かせていただいたり、委員さんのお話を聞かせていただいたりしながら、この問題は、正に子どものトータルの子育てという視点でいくと、こども部や健康福祉部といろいろな面で今までも連携をしてくているわけですが、さらにこのことについてもきちんと連携をしながら進めていく必要があるなということを改めて感じました。

私は小学校の教員を主にやっています、昭和の時代に小学校1年生の担任を4回やりましたが、小学校に上がってくる時点で育ちとといいますか、授業中歩いて、何ちゃん頑張っているねと言って、肩へ手をやったり、頭へ手をやろうとすると、こうやる（頭をよける）子がどのクラスも必ず何人かいました。この子はきっと家でこういう育ちをして、いつでも叩かれたりして育ったんだなという子が必ずいました。しかし、最近はそういう子が非常に減っていますので、そういう体罰的なしつけをされてきた子は逆に昔よりは減っていると思うのですが、それだけに分かりにくくなっているということがあると思います。おそらく私は保育園や幼稚園、そういう段階でも分かりにくさということがあるのではないかなと思うのですが、今日はせっかく来ていただいていますので、こども部等からもそんなことで少し発言をいただいて、連携の窓口とか糸口になればと思います。

菅谷市長

では、こども部さん、どうぞ。

村山こども部長 こども部長の村山と申します。よろしくお願いします。

松本市のこども福祉課の相談状況を申しあげますと、平成30年は55件でありまして、虐待の中でも身体、心理的虐待が80%を占めるというような状況でありまして、年齢別ではゼロ歳から3歳が30%、4歳から9歳までで40%ということで、その2つで、9歳以下は70%という状況でございます。虐待は子どもがゼロ歳から3歳という非常に小さいうちから始まっているということが分かるわけでございますが、主な虐待者ですが、実の父、実の母というこの2つで98%という状況でございます。

虐待の原因でございますが、先ほど武田所長さんからお話がありましたとおりですが、親の要因の中でも特に家庭を取り巻く環境の要因が重大なのかなと感じておりまして、特に不安定な環境、夫婦げんかあるいはDVです。それから経済的な困難ということで非正規雇用が多くなっているというようなこと。それから核家族、共働き、ひとり親という家庭の状況が虐待を発生させる要因ではないかということでもあります。

虐待の課題として3つほど考えておりまして、まず1つ目は、被害者が乳幼児が多いということで、「お前なんか生まれてこなければよかった」というようなことを親に言われたりすると、非常にトラウマになってしまうということもありまして、その後の親への愛着障害、それから自己肯定感の欠如、やがてはひきこもりというような負の連鎖になってしまうことがあります。従いまして、こういうことは周産期の医療機関や母子保健機関、それから児童福祉部門が子どもが生まれる前後を通じてリスクを把握して市が取り組みたいと感じております。

それから2番目が、発見しづらいということでもあります。子どもでありますので、なかなか自ら助けを求めることが困難なケースがほとんどです。それから子ども自身が虐待者である親を守ろうという意識がありまして、なかなか被害を訴えてこないというケースがありますので、その辺は、保育園、学校、医療機関など、先ほどの要保護児童対策地域協議会等でもしっかり連携をとって、情報の共有をしていかなければならないということでもあります。

それから最後3つ目、これは先ほどもお話が出ていましたが、虐待して

いる人が保護者なものですから、なかなかそこに入っていけないということがありますので、そこはきちんと保護者としてしっかり信頼関係を持っていかなければならないということでございまして、継続した相談、そしてペアレントトレーニング等を通じて保護者の養育ということをやっていかなければならないと感じております。そういった意味で、先ほど橋本委員さんがおっしゃった地域ということについては、今後課題ではないかと、なかなか松本市でも市長部局でそういうところに踏み込んでいけないので、貧困の対策といたしましては、地域の子どもの居場所事業ということをやっておりますが、そういったことの充実も含めて、地域で育てる仕組みは検討していかなければいけないのかなと感じたところでございます。以上でございます。

菅谷市長 ありがとうございます。

樋口健康福祉部長 健康福祉部長の樋口です。よろしく申し上げます。

先ほど子ども部長から妊娠期というか、乳幼児時期の子どもの虐待等がある中で対策が必要だということで、健康福祉部でやっている取組みのご紹介だけさせていただきます。

子どもを産むということで、準備をしていく段階で、妊娠届を出していただきますが、妊娠届を出していただくときに、市内にある保健センターや健康づくり課で、まず届け出を出すときにアンケートをしていただいています。そのアンケートの中で、妊娠を知ったときにどんな気持ちでしたかということを文面でお尋ねします。答えとしては、うれしかった、予想外だったけれどもうれしかった、3番目は驚き、戸惑った、不安、困った、何とも思わなかった、そのような質問の項目を掲げてお答えをいただいております。その中で、うれしかったとか、予想外だったけれどもうれしかったとか、そのような素直な気持ちを出していただける方以外に、この妊娠が驚き、戸惑ったとか、不安で困ったとか、そんなような項目にお答えをされた方たちについては、継続的に市で関わり、出産に向けての対応をしております。先ほどの「おまえなんか生まれてこなければよかった」という感想が無いようにいろいろとバックアップをしております。保健師さんたちはそういった専門的な立場で関わりをしていく中で、一つの自然

な流れの中で関わっていければいいかなと思っています。またいろいろなところと連携ができると思いますので、引き続きやっていきたいと思いません。以上です。

菅谷市長

ありがとうございました。

いろいろあるでしょうが、私自身も基本的には全くの素人ですが、今日聞いていてDVと虐待というのは非常に関連が深いということで、子どもに関心を持つということは、実は親の支援ということに対して力を入れていかなければいけないのだなと。結局、虐待するのは親なわけですから、自分がDVを受けて虐待をしてしまったというお母さん、お父さんもいると思いますので、そういう方々のピアカウンセリングをやったほうがいいと思います。第三者では上から目線になってしまって、どうしても受ける側も、「どうせ私たちのことなんか分かってないんじゃないの」というような思いで、素直になれない親もいると思います。そういうときは、できたらそういう方がお話をしてくれたほうが、より説得性をもって、「そうやって切り抜けたんですか」と、虐待してしまっただけの親に対してもそういうことができるのかなと素人目で思いました。いずれにしても、虐待とDVというのは一つながりだということが、武田所長のお話を伺っても、相当率が高いということで、そういう意味では、先ほど武田所長も、これからは家庭だけの子育てではなくて、社会もそこに入って行くというような話を言われたと思いますが、私も本当にそうかなと思いました。社会や地域ということを橋本委員さんが言われましたし、それから企業ということ由市川委員さんが言われましたが、行政と地域と家庭と企業が連携していかないと、これはとても大きな問題ですので、改めて考えていかないといけないと思います。今回、赤十字の乳児院と松本市と児童相談所が連携し合って、新しいとてもいい試みだと思いましたが、こういうところに地域や企業も入っていくような1つのいいモデルを作っていくと、これはいくら国が慌ててやっても、まだとてもできるわけがないですから。

先生、その辺はどうなっていくのでしょうか。

武田弘子所長

市長がおっしゃったとおりだと思います。

里親のことで言えば、「児童相談所が里親になってください」と言って

も、手を挙げる方はもちろんいますが、里親になったときに、地域の方が「里親って何」というような状況では、なかなか里親自身も安心して子育ては難しいかなと思います。「私、里親をやっています」と言ったときに、「ああやっているんだね」とみんなが分かってくれないと、かえってまた孤立してしまうこともありますので、地域ぐるみというか、そこはとても大事だと思えます。企業でも支援するとか、理解するとかいろいろな支援の仕方ということが、今後考えられると思いますので、単に児童福祉の担当者だけがやるということではなくて、地域がやるという観点で考えていくということが必要だと思いました。

菅谷市長 地域づくり部長さん、何かありますか。

守屋地域づくり部長 地域でも子どもは地域の宝であるということと、将来、地域づくりの担い手になっていただくので、地域で子どもを育てなければいけないということで、各地域で積極的に関わっていただいていると思っております。コミュニティスクールであったり、子どもとの関わりを地域でいろいろ持っているということもあまして、教育委員会も地域づくり部も一緒になってやっていきたいと思っておりますが、特に虐待ということ言えば、アンテナを地域の人に張ってもらうことが、非常に大事だと思いますので、その辺りについてもまた啓発をしていければと思います。

菅谷市長 そういう中で、野田の問題でもありましたが、先ほど武田所長さんも親に言うと、「何でそんなことを言うんだ」というようなことで、スクールロイヤーという問題も出てくると思いますが、教育長さんに改めてのその辺りのことをお願いします。

赤羽教育長 先ほど武田所長さんのお話にもありましたが、児童相談所や警察が介入することになると、当面、学校が矢面に立つというようなことも実際ありますし、子ども同士のトラブルがあっても、学校が常に矢面に立つという現状もありますので、2月議会でもスクールロイヤーの導入については研究をしましたが、スクールというと、小学校、中学校ですが、こども部等子どもに関わる人たちは同じようなストレスを感じていると思いますので、できれば子どもに関わる人たちが専門家に助言を得ながら、親に対してというよりも、親とともに歩んでいく、そういう助言をいただいたり、

そういうものがあるといいなと思って、これからもぜひ検討を進めていきたいなと思っています。

先ほどから地域という話が出てきていますが、市長がよく「向こう三軒両隣」というお話をされますが、この小さいコミュニティが、それぞれに少しずつ、そんなに深く干渉しないけれども、何となく家の様子が分かるとか、挨拶程度はしっかりできるとか、そういう中で、子どもたちもそこへ少しずつ関わって、あそこに何人子どもがいて、あんな子だよねとか、登下校のときにちょっと声をかけるとか。最近、虐待等の問題を見て、大人にも子どもにも寛容でない社会になりつつあるなということが一番私は気がかりで、もっと大人も子どもも寛容である社会を地域というキーワードを中心に、私たちは作っていくことが、子どもにとっても幸せな社会になっていくのではないかなということを今日は改めて考えさせられました。

本当に、武田所長さん、今日はありがとうございます。

菅谷市長

それでは、ここで一言ずつ、もう一回、教育委員さんに、何かあればということで、先ほどと同じように指名させていただきます。

まずは、山田委員さん。

山田委員

虐待とかDVとか他人事ではなくて、とても身近な問題だなということ、今日改めて認識しました。本当にいい機会をいただいたと思います。ありがとうございます。

菅谷市長

福島委員さん。

福島委員

武田所長さんが大学でこういうことができるのではないかとということをおっしゃっていただいたのですが、大学にスクールカウンセラーと保健師の方がいて、そこから市や県の相談を勧めるというルートはできているのですが、それが家庭の問題であるときに壁があるということだけ、一応付け加えさせていただきます。

菅谷市長

市川委員さん。

市川委員

里親制度の中で、企業里親、18歳以上だと非常にやりやすいです。私も1人やってみていますが、企業として18歳以上になったらできるのですが、中学校でも高校に行けないという子どもたちのこういう話を聞いて、

企業が里親になるというか、働いて、お金を取れる子にして、税金を払える子にしていくということが大事だなと思う中で、里親はできないけれど、企業人としての里親ならできるといことが、ちょっとできかかっているような気がしています。

菅谷市長 おもしろいですね。そうですか。

橋本委員さん。

橋本委員 今日ずっと話を聞いていて、山田先生はすごく真面目で、責任感も旺盛です。私はちょっと斜に構えて限界も知るべきだと思うわけです。児童相談所も限界がありますし、学校も限界があります。学校は落ちこぼれた人をきちんと手助けをするということも重要ですが、それ以上に多くの子どもたちをきちんと育ててもらわないといけない。そこで、学校はアンテナ機能をしっかり果たすけれど、その後の対処はそれぞれの専門家に任せよう。そういう意味で、スクールロイヤー制度もいいアイデアですし、そういう役割分担をもう一度それぞれの部署の限界をきちんと確認したほうがいいのではないかなと思います。その上で、それぞれの機関の連携をより緊密にしていって、全体としてベクトルを上げていくというのがいいのかなと思いました。

菅谷市長 ありがとうございます。信毎の社説の中でも、市町村の役割分担のようなことが書いてありましたが、そういうところは、試行錯誤になるとは思いますが、考えていきたいなと思っております。

武田弘子所長 今日、里親のチラシをお持ちしましたが、松本市には既に回覧板で回っているかと思いますが、また改めてお配りをしたしました。

菅谷市長 私も乳児院の監査をやっているものですから、これはいいことなので、やらせてもらいました。

それでは、本日は予定しておりました議事全て終わりました。本当に皆さんからの有意義なお話を伺いまして、これで終わったわけではないので、各部の部長さんも関連する部署でまた検討していただきたいと思っています。本日の内容につきましては、事務局で議事録を作成して速やかに公表していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局に進行をお返しします。

小林教育政策課長 ありがとうございます。

それでは、総合教育会議でございますが、今回は、11月28日、木曜日、15時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、児童生徒等、生命または身体に被害が生じるような緊急な場合は緊急の招集がかかる場合もございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回松本市総合教育会議を終了いたします。

《閉会宣言》

教育政策課長は令和元年度第1回松本市総合教育会議を閉じる旨宣言した。

<午後4時30分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美